

農業委員が新規就農者向けの相談対応手引書を作成（大津市農業委員会）

新規就農者向け相談対応手引書作成（農業委員）

- JA主催の「農業まつり」で新規就農相談ブース出展予定がコロナ禍で中止に
- 農業委員・推進委員が相談対応できるようイラストの得意な農業委員が手引書作成を発起
- 日頃の相談活動のポイントに加え、支援制度の概要等も紹介
- 相談対応を想定して、QAと手書きのイラストでポイントを紹介

今こそ農業♥新規就農者支援

技術、経営面の支援

滋賀県立農業大学校や民間の育成機関での実践教育、指導農業者や農通を通じて知識、技術を習得する研修、インターンシップなどがあります。

問い合わせ：（公財）滋賀県農林漁業担い手育成基金 ☎077-523-5500

資金面の支援

就農希望者に対し、就農準備段階や経営開始時の経営確立を支援します。

就農準備資金 ※

支援額：150万円/年×最長2年間＝最大300万円
対象者：研修期間中の研修生（就農時49歳以下）
補助率：国10/10

経営開始資金 ※

支援額：150万円/年×最長3年間＝最大450万円
対象者：認定新規就農者（就農時49歳以下）
補助率：国10/10

※ 前年の世帯所得が原則600万円未満の者を対象

★支援を受けるには、他にもさまざまな要件が必要です。

農業をはじめるには「農地の確保」、「技術の習得」、「資金の確保」、「機械・施設の確保」など必要なことが広範囲にわたります。
新規就農をお考えの場合は、まず新規就農相談の利用をおすすめします。

○資金面の支援のこと、新規就農相談の申し込み

連絡先：滋賀県産農林水産部 ☎077-523-5500

○滋賀県の農業の概要、就農するための基礎知識、職業（農業法人等）

連絡先：公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 ☎077-523-5500

○資料作成：農業委員会 ☎077-523-5500

>裏面に続く「ゼロからスタート。就農する方法」

ゼロからスタート。就農する方法はあるのかな？

今、大学の農学部で勉強しているけれども、ここ〇〇で就農できないかな。

一緒に考えましょう。

構想を固めていますか。

何を育てたいのですか。

いつはじめようと考えていますか。

農業の技術・知識は習得していますか。

農地、機械、施設などのめどはついていきますか。

どれだけの収入・支出を見込んでいますか。

「営農計画」を作成することが大切です。

しなければいけないことや必要なことがほんの少し見えてきたように思います。いろいろと教えてください。

ではまず「新規就農相談」を利用してはどうですか？
それぞれの担当者が制度の説明や助言を行います。

農地が見つかったら手続きが必要です。

農業委員会（農地法の手続き）や農林水産部（農業経営基盤強化促進事業に係る利用権設定の手続き）に必ず事前に相談してください。

「就職就農」する方法もあります。

農業法人等（農業を営む会社）に従業員として就職して農業を仕事にする方法もあります。技術を身につけ、農地の準備を進めてから自営就農をめざす人も多くいます。

○資金面の支援のこと、新規就農相談の申し込み

連絡先：滋賀県産農林水産部 ☎077-523-5500

○滋賀県の農業の概要、就農するための基礎知識、職業（農業法人等）紹介

連絡先：公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 ☎077-523-5500

○資料作成：農業委員会 ☎077-523-5500